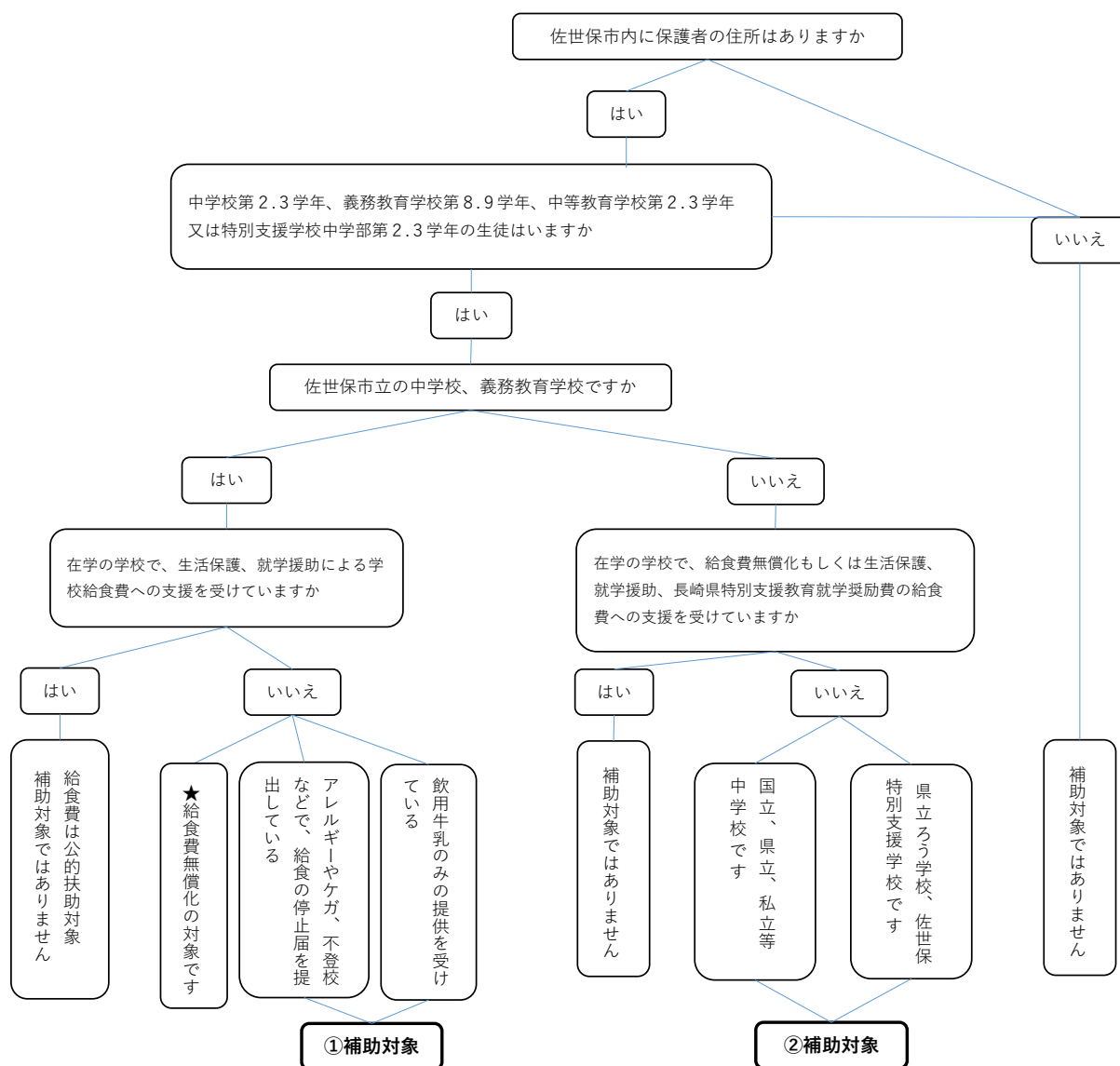


佐世保市食物アレルギーを有する生徒等学校給食費相当額補助金等 業務フロー 【R7年度版】



★給食費無償化の対象者

- ・佐世保市立中学校第2.3学年及び義務教育学校第8.9学年の学校給食費が無償化となります。
- ・手続きは特にありませんが、給食を停止する場合やアレルギー等については報告が必要です。また、市外から転入する場合は、学校給食申込書の提出が必要です。

①補助対象の方 <佐世保市食物アレルギーを有する生徒等学校給食費相当額補助金>

- ・給食停止届を提出し、各学期において給食の提供を一度も受けていない生徒の保護者は、補助金の申請手続きを行って下さい。
- ・飲用牛乳のみの提供を受けている生徒の保護者は、補助金の申請手続きを行って下さい。

②補助対象の方 <佐世保市立外中学校等学校給食費相当額補助金>

- ・対象となる生徒の保護者は、各学期における在学証明書及び給食への支援を受けていない証明を添付して、補助金の申請手続きを行って下さい。